

ホワイトスペース利用作業班 第2回 議事要旨(案)

1 日時

平成 24 年8月 21 日(火) 15 時 00 分-17 時 00 分

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第1 特別会議室

3 出席者(敬称略)

主査:

森川博之(東京大学)

主査代理:

高田潤一(東京工業大学)

構成員:

浅間一(東京大学)、阿部健彦(株式会社テレビ朝日)、伊藤博(社団法人日本演劇興行協会)、今井亨(日本放送協会)、大原久典(マスプロ電気株式会社)、片柳幸夫(日本テレビ放送網株式会社)、加藤千早(一般財団法人電波技術協会)、栗又康史(森ビル株式会社)、齋藤一(株式会社テレビ東京)、高田仁(一般社団法人日本民間放送連盟)、田中章夫(特定ラジオマイク利用者連盟)、中原俊二(日本放送協会)、野田正樹(株式会社日立製作所)、原田博司(独立行政法人情報通信研究機構)、廣野二郎(株式会社フジテレビジョン)、福永茂(沖電気工業株式会社)、本間康文(株式会社 TBS テレビ)、松浦長洋(株式会社バッファロー)、水谷尚人(特定非営利法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、代理:渡邊浩史(株式会社日立ソリューションズ))、渡邊邦男(日本舞台音響家協会)、渡辺祐介(WICKS 株式会社、代理:加藤万寿夫(同社))

事務局(総務省):

竹内電波政策課長、豊嶋推進官、浅井調整官、鈴木調整官、松元係長(電波政策課)、白石課長補佐(基幹通信課)、高橋課長補佐、作田課長補佐(重要無線室)、星野課長補佐(移動通信課)、齊藤係長(地域メディア室)、山野課長補佐(放送技術課)

4 配布資料

資料 WS 利-2-1 ホワイトスペース利用作業班(第1回)議事要旨(案)

資料 WS 利-2-2 ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み
中間とりまとめ(案)
参考 今後のスケジュール

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

- ① ホワイトスペース利用作業班(第1回)議事要旨(案)について
資料 WS 利-2-1について、意見がある場合は8月27日までに事務局まで連絡するよう事務局より説明が行われた。
- ② ホワイトスペース利用作業班中間とりまとめ(案)について
資料 WS 利-2-2(以下「2-2」という。)に基づいて事務局より説明が行われた。
これについて意見交換が行われた。主な発言は以下の通り。

(日本放送協会 中原構成員)

2-2の p.9 の5. (1)、p.11 の6. (1)にある「地デジに混信を与えないことを示す資料」とは、より正確に言えば地デジとの共用条件を満足することを示す資料ということか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

ご指摘の通り。

(日本放送協会 中原構成員)

2-2の p.15 の2. (2)②の「地デジ及び他のホワイトスペース利用システムに干渉を与えず利用可能なチャンネルを検討し」という記述があるが、地デジへの影響を考えるうえで重要な課題となるので、地デジ受信者のブースター受信についても何かしら記述を盛り込んではいかがか。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

併せて伺いたい。ブースター受信への影響を考慮しなければならないとして、配置されている場所を把握することはできるのか。把握できないのであれば、影響を与えてはいけないと言ってもどう回避すればよいのか。

(日本放送協会 中原構成員)

それはこれから議論すべきこと。論点としてあげるべきではないか、という意味で私は申し上げた。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

2-2の p.8 の4. (1)①のタイトルが「特定ラジオマイクチャンネルリストの公表」とあり、本文に「総務省は・・・特定ラジオマイクチャンネルリストを公表することが適切である」とある。しかし、作成したものを公表するのだから「総務省は・・・作成し公表することが適切である」としてはどうか。また、6行目に使用可能周波数を「運用場所毎に指定する」とある文を私は「運用形態(固定型、可搬型)ごとに指定する」と理解していたが、それで誤りがないか伺いたい。なお、総務省を特定ラジオマイクチャンネルリストの公表の主体として明記しているこの記載については適当であると思う。

(総務省 電波政策課 鈴木調整官)

文章の構成上、4. (1)は利用可能性の予見性の付与について述べているものであり、「公表」というアクションが重要なので、書きぶりを整理した。当初の特定ラジオマイクチャンネルリストの作成主体については、p.11 の6. (1)で触れている。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

可搬型ラジオマイクは全国で公演に合わせて移動しながら使う点で固定型と使用形態が異なるので、免許上の扱いも区別すべき。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

実際には固定型・可搬型という分類ではなく移動範囲や周波数等を指定し、より詳細な条件のもとに免許を付与する。可搬型を使うのであれば全国の地名がすべて記載され、型によらず固定的に使うのであれば一つの地名のみが免許に記載される、という可能性もある。固定型・可搬型の違いのみによって免許上で区別ができるとは言えない。

(総務省 電波政策課 鈴木調整官)

むしろ運用場所ごとの指定を行うことで、可搬型の中でも更に全国移動型・地域限定型といった違いを区別することができるのでは。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

全国で使用する予定の可搬型ラジオマイクの免許申請を行った場合に、免許状に全

国のすべての地名を記載するのは煩雑ではないか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

全国で免許する場合、全ての場所で同じ周波数で免許されることはあり得ないので、結局それぞれの周波数ごとにどこで免許されているかすべて記載することになり、いずれの形式でも煩雑さの度合いは変わらない。全国で使用するなら多くの箇所を記載することになるが、使用地域を限定することで記載箇所は少なくなる。あくまで個々の申請者が判断すべきことだが、そのように免許上のテクニックで負担とならないよう工夫することは可能だ。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

可搬型については申請の際に使用時間や場所・施設を全て指定する必要があるのか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

そうして頂く。2-2に記載されている通り、その情報を元にチャンネルリストの範囲内で審査し免許する。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

免許の仕方については了解した。事務手続きの手間が煩雑にならぬよう配慮頂きたい。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

特定ラジオマイクについて、放送用ラジオマイクとそれ以外のラジオマイクとで免許申請や運用の際に取扱いが異なることはあるのか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

同じ陸上移動局でありながら扱いが異なることは無い。用途によらず無線局としての分類が同じである以上、同等に扱う。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

2-2の p.5 の2. (1)(イ)で免許人という記載があるが、免許人＝運用者、つまり実際に使っている人という認識で良いのか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

無線局免許は運用者主義をとっているため、免許人と運用者は同一であると認識し

ている。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

特定ラジオマイクチャンネルリストにない新たな場所で運用するに当たって、総務省に提出する資料の水準はどの程度なのか。運用に支障が出るほど厳しい水準なのか。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

技術試験事務を経てどういった調整が必要であるか明らかにする予定だ。その上で申請時に必要なデータ、資料に盛り込むべき内容を定める。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

運用調整を管理する組織や金銭負担の分担について具体的に議論されておらず、懸念を感じている。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

チャンネルリストの作成・更新・公表は総務省が行うが、チャンネルリスト作成以降のデータの収集は事業者の方々に必要に応じてやっていただく。更新は提出された資料の適否を判断した上で行い、公表する。組織の具体的な在り方は運用調整の大まかな仕組みを決めた上で今後議論する。

(東京工業大学 高田主査代理)

中間とりまとめは大きな方向性を定めるものであり、具体的なことにまでは踏み込まないこととした、と理解している。

(東京大学 森川主査)

運用調整機関の仕組みが決まっていないが、具体的な仕組みを想像した上で、幅広い観点でご検討頂きたい。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

2-2の p.1 の(1)②にラジオマイクの利用環境の維持とあるが、元々ラジオマイクは一次業務として幅広い帯域を与えられ、一つのチャンネル・機種を全国で使用することができていたが、総務省の周波数再編に協力する、ということで周波数帯の移行を行うこととした。その結果、移行先のホワイトスペースでは二次業務として扱われ、特定ラジオマイクチャンネルリストに基づいた運用や一次業務へ混信を与えないことを証明する書類の提出が義務付けられるなど、特定ラジオマイクのユーザーの負担が

重くなった。そもそも、これまで以上の利用環境が確保されるならば、ということで周波数帯の移行に同意したにも関わらず、これではラジオマイクの扱いの格下げ、利用環境の悪化にしか思えない。そうはならない様とりまとめて欲しい。

(東京大学 森川主査)

移行する側がそのように捉えることは理解できる。しかし、例えば総務省への申請はイベントの主催者ではなくイベント会場で使用する機器を扱う業者が代わりに行う等、ユーザー側で負担を分担・軽減する仕組みについても検討の余地があるのではないか。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

森川主査が仰る業者は実際は施工業者ではなく、施設の管理者等のイベントを運営する立場として既に負担を担っており、新たに負担を分担させる対象とは言えない。

(東京大学 森川主査)

あるいは申請の際に資料を提出しなくてもよい、ということはあるのか。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

資料を出して初めて申請が受理されるのであれば提出せざるを得ない。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

使用場所や時間帯等、免許する上で最低限必要となる情報は資料として提出して頂く必要がある。しかし、それ以上の情報はシミュレーションを行うことで不要となるかもしれない。提出して頂く資料の程度はまだ確定していない。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

提出する資料の程度以前に、調査して資料を提出する負担をユーザー側が担うことも一つのポイントであるように思う。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

新しい場所で使用したいのであればそれは当然のことなのではないか。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

全国ツアーを行うユーザーがすべての場所について自ら調べて資料を提出するのは非常に困難。

(日本舞台音響家協会 渡邊構成員)

独自に調べて資料を提出する必要があるのは、リストに無い場所を使用する場合ではないか。また、そのデータを元にチャンネルリストが更新されるのであれば、すべての使用予定場所について毎回調査を行い、資料を提出する必要はなくなる。

(総務省 移動通信課 星野課長補佐)

現在使用実績のある地点についてはリストの作成時に可能な限り網羅する予定だ。それ以外の地点を新規に使用する際の追加的な調査は計算で代替できないか併せて検討していく。先ほどからご意見頂いている事柄について、ラジオマイク事業者の立場はエリア放送事業者と同等であり、同様に従う義務がある。

(東京大学 森川主査)

様々な意見の表明があったことを議事録にしっかり残し、提出資料の詳細については今後議論していくこととする。これ以外について何かご意見はあるか。

(森ビル 栗又構成員)

2-2のp.11の6.(2)の運用調整主体についての記述について、様々な業界の間に立って運用調整を行う組織を構成するのは難しいと思う。調整に一時的にでも総務省が関与するような仕組みはあり得ないのか。6.(2)の(ア)~(ウ)の後に「等」を加え、(ア)~(ウ)以外の運用調整主体の在り方の可能性を残しておいてはいかがか。

(総務省 電波政策課 鈴木調整官)

この(ア)~(ウ)はあくまで例示であり、その後に「等」を加えるということではできなくもない。ただ、運用調整はこれまでも運用者間で行われてきたので、総務省の関与を念頭に「等」を加えることには違和感を感じる。

(森ビル 栗又構成員)

総務省が運用調整の役割を担うか否かは別としても、固定的な運用を行うエリア放送と他のシステムの違いや運用する事業者の多様性を考えると、各団体が窓口を設けて調整を行う以外の形も検討すべきではないかと思う。そうした余地を残す意味で「等」を加えてはどうかと申し上げた。

(東京大学 森川主査)

文言だけで考えれば、このままの表現でもそうした可能性を限定することは無いように思う。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

運用調整機関の具体的な組織や運用調整方法、どんな費用が発生し誰が負担するのかが明らかになっていない。ラジオマイクユーザーが費用を負担することの無いようにして頂きたい。

(東京大学 森川主査)

それはエリア放送側も同様に思っていることではないか。中間とりまとめ(案)のパブリックコメント後に事務局がそうした要望を踏まえつつもバランスよく調整してくれるよう期待する。

(東京大学 浅間構成員)

2-2のp.13の2.(1)②の災害対応機器ロボット・機器に「一台の」という記述は不要ではないか。昨年の震災時の原発での事例を見ればわかるように、2台以上同時に運用することもある。また、P.10 のイメージに表2というタイトルが付けられているが、図とするのが適当ではないか。同じく p.14 の表には表題が無いので追記して頂きたい。

(総務省 電波政策課 鈴木調整官)

修正させて頂く。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

2-2の p.15 の(3)で海外の運用調整方法について調査して盛り込むことも検討して頂きたい。

(総務省 電波政策課 鈴木調整官)

ここではデータベースの活用の可否についての帰結を述べる上で触れているので、データベースの観点に限って書いている。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)

中間とりまとめの中で海外の運用調整方法について触れる意義はあるのでは。議論する上での参考としてもぜひ伺いたい。

(東京大学 森川主査)

海外の事例は参考情報としては重要だがあくまで付加的な位置づけ。次回以降の会合で説明して頂くことにしてはいかがか。

(日本演劇興行協会 伊藤構成員)
了解した。

(東京大学 森川主査)

これ以上特に意見が無ければ今日はここまでとしたい。今後は事務局が本日の議論を踏まえ中間とりまとめ(案)を修正し、構成員が確認した後にパブリックコメントにかける。

③ 今後のスケジュールについて

・参考資料に基づいて、事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。また、本日の議論を踏まえて修正された中間とりまとめ(案)を構成員が確認した上で、パブリックコメントにかけることとされた。その他詳細な手続等については主査に一任された。

(3) 閉会

以上